

島田市こども館児童一時託児所 利用のしおり

◇ 保育内容・料金

対象児童	おおむね生後2ヶ月から小学校就学前まで
利用形態	一時預かり
利用時間	10:00~19:00
休日	こども館の休館日(休館日はホームページをご覧ください)
託児料金	平日 600円/時間 土日祝 700円/時間 (1時間を過ぎたら、30分ごと、託児料金の半額計算になります)

◇ 島田市こども館児童一時託児所 利用について

- ① 利用希望日時を、電話でお問い合わせください。(子どもの年齢等)
⇒お預かりできる子どもさんの人数に限りがありますので、お受けできないこともあります。
- ② 利用が可能な場合は、「一時託児利用申込書」の記入をしていただきますので、事前にこども館へお越しください。その時に託児当日に持参する「一時託児利用票・問診票」をお渡しします。
(初めてご利用の方には、書類の記入方法、当時の持ち物などについての説明をします。)
- ③ 利用当日は託児室にて、子どもさんの検温やお持ちした書類等の確認をさせていただきます。
- ④ 当日の子どもさんの健康状態によってはお預かりできないことがありますので、体調不良の場合は必ず事前にご連絡ください。(感染症、鼻水、咳が頻繁に出ている場合、当日の予防接種後の託児など)
- ⑤ 託児中、体調不良や発熱した場合は、途中でもお迎えに来ていただく場合があります。
- ⑥ 託児中の投薬等はできません。
- ⑦ 預けに来られた方と違う方がお迎えに来られる場合は、運転免許証等の身分証明できるものをご提示ください。(事前に申告をお願いします)
- ⑧ お迎えの時間が変更になる場合は、必ず早めにご連絡ください。(Tel 0547-34-3341)
- ⑨ 託児終了後、お子さんの様子をお伝えし持ち物の確認をされた後、託児料を納めてください。
(託児料はご予約いただいた時間から、実際にお預かりした時間までとなります)
- ⑩ 一時託児室の閉館時刻は19時です。19時を過ぎた場合は、1時間800円が発生します。時間に遅れることがないようにお願いします。
- ⑪ 災害時の緊急避難について
(ア) 災害(火災・地震)が生じた時、または地震の警戒宣言が出た場合は、速やかに子どもさんを引き取りに来てください。
(イ) 緊急連絡先は必ず連絡の取れる方をご記入ください。
(ウ) 緊急避難場所
 - ① 避難場所・・・駅前公園
 - ② 広域避難場所・・・島田第二中学校

◇持ち物

- ・「一時託児利用票・問診票」
 - ・ミルク（哺乳ビン必要な本数）
 - ・オムツ
 - ・おしり拭き
 - ・ゴミ袋（使用済オムツ等はお持ち帰りとなります）
 - ・着替え
 - ・バスタオル 2 枚
 - ・おやつ・お弁当・離乳食（必要な場合）
 - ・水筒
 - ・手拭きタオル
- <※靴・その他持ち物にはお名前を書いてください。>

◇ 提携する医療機関について

当施設は、島田市立総合医療センターと提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

【医療機関】島田市立総合医療センター 【所在地】〒427-8502 島田市野田 1200 番地の5

◇ 利用者に対する保険・保険事故・保険金額

保険の種類	レジャー・サービス施設費用保険
保険事故(内容)	保育中の児童の障害・死亡
保険金額	1,000,000 円

◇ その他条件等

- ・利用に当たっては、「島田市こども館児童一時託児所 利用について」記載事項を遵守してください。
- ※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) 館長 三浦 誉子

(連絡先) TEL 0547-34-3341 (受付時間) 10:00~19:00

☆一時託児の時間がお子さまにとっても、お預けになる方にとっても、
意義ある時間となりますように。



◇ 施設の概要

- ・施設の名称・所在地 島田市こども館児童一時託児所 静岡県島田市本通三丁目 3-3 おび・りあ4階
- ・設置者・住所 島市長 静岡県島田市中央町 1-1
- ・施設長・住所 島田市こども館 館長 三浦誉子 静岡県島田市本通三丁目 3-3 おび・りあ4階

※当施設は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の許可若しくは認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先 静岡県（健康福祉部こども未来局こども未来課）TEL 054-221-2928】